



山国協 第 13 号

平成17年11月30日

山 形 県 知 事 殿

山形県国民保護協議会

会 長 齋 藤 弘

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第1項の規定により山形県知事が作成する国民の保護に関する計画について（答申）

平成17年4月26日付け総防第171号で諮問のあった武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項の規定により山形県知事が作成する国民の保護に関する計画（以下「山形県国民保護計画」という。）について、下記のとおり答申します。

#### 記

山形県国民保護計画については、山形県国民保護計画（原案）を踏まえて作成することが適当である。

なお、第2編第2章 - 2 - (1) - 中「定期・路線バス」を「バス」とすること。

【参考】

山形県国民保護計画（原案）の修正についての意見

原 案	修 正 案
<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 （略）</p> <p>（1）運送事業者の輸送力の把握</p> <p>県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者、東北運輸局等からの聞き取り等により、保有車両数、定員等の運送事業者の輸送力について次のような情報を把握する。</p> <p>保有車輛等（鉄道、<u>定期・路線バス</u>、船舶、飛行機等）の数、定員</p> <p>本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 （略）</p> <p>（1）運送事業者の輸送力の把握</p> <p>県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者、東北運輸局等からの聞き取り等により、保有車両数、定員等の運送事業者の輸送力について次のような情報を把握する。</p> <p>保有車輛等（鉄道、<u>バス</u>、船舶、飛行機等）の数、定員</p> <p>本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法</p>